

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。

払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
株式の分割・・・・・・・・・・分割
株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
譲渡・・・・・・・・・・譲渡
贈与・・・・・・・・・・贈与
株式の併合・・・・・・・・・・併合
特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産

- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。

- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。

（注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署におたずねください。

- 4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。

イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数
なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署におたずねください。

- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{\{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})\} + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計})}$$

※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。

なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署におたずねください。